

令和2年3月末時点

概要

- 内閣総理大臣が認定した消費者団体が、消費者の利益の擁護のために、事業者に対して、訴訟等を行うことができる制度
 - ① 適格消費者団体の差止請求
 - ② 特定適格消費者団体の被害回復

差止請求

- 適格消費者団体が、事業者の不当な勧誘・契約条項の使用・表示について中止を求めることができる制度
 - ※ 21団体が認定
- 消費者被害の防止を目的
- 消費者契約法の実効性確保策として、平成18年消費者契約法改正により創設
 - ※ 平成19年6月から運用開始
 - 差止請求権は、その後、景品表示法、特定商取引法、食品表示法にも規定
- 約700事業者への差止請求(うち約70事業者について訴訟)

被害回復

- 特定適格消費者団体が、事業者の不当な行為により生じた財産的被害を集団的に回復するための制度
 - ※ 特定適格消費者団体は、適格消費者団体の中から認定(3団体が認定)
- 消費者被害の回復を目的
- 平成25年消費者裁判手続特例法の制定により創設
 - ※ 平成28年10月から運用開始
 - 運用開始後の消費者契約が対象
- 諸外国の制度の長所短所を検討し、我が国に適した新しい二段階型の訴訟制度
 - ※ オプトイン制度を採用
- 4事業者に対する訴え提起の実績

消費者団体訴訟制度の主体

令和2年3月末時点

適格消費者団体

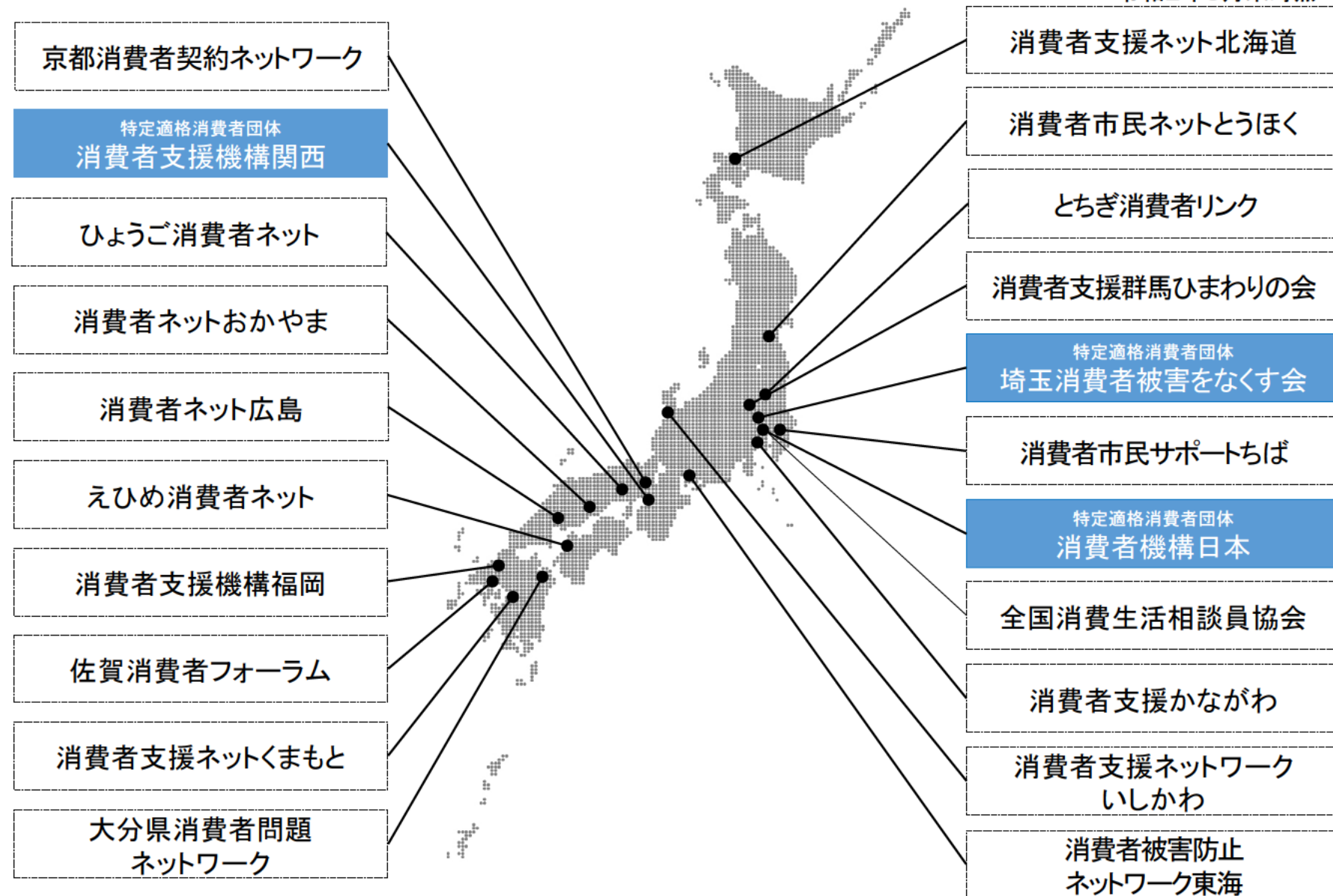
- 差止請求権を行使するのに必要な適格性を有するとして
内閣総理大臣の認定を受けた法人である消費者団体のこと
- 全国で21団体が認定
- 認定の有効期間は6年
- 主な認定要件
 - ・ 一般社団・財団法人又はNPO法人であること
 - ・ 相当期間(2年間)にわたり継続して適正に消費者の利益の擁護を図るための活動を行っていること
(事業者の不当な行為の改善申入れ、消費者教育への協力、消費生活に関する意見表明等)
 - ・ 差止請求のための体制・業務規程が適切に整備され、経理的基礎が備わっていること
 - ・ 消費生活に関する専門家及び法律の専門家が検討部門にいること
 - ・ 暴力団員が関与していないこと

特定適格消費者団体

- 被害回復裁判手続を追行するのに必要な適格性を有するとして内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体のこと
- 全国で3団体が認定
- 認定の有効期間は3年
- 主な認定要件
 - ・ 適格消費者団体であること
 - ・ 適格消費者団体として相当期間(2年間)にわたり継続して適正に活動していること
 - ・ 理事のうち1名以上が弁護士であること
 - ・ 被害回復のための体制・業務規程が適切に整備され、経理的基礎が備わっていること
 - ・ 報酬・費用が消費者の利益の擁護の見地から不当ではないこと

全国の適格消費者団体・特定適格消費者団体

令和2年3月末時点



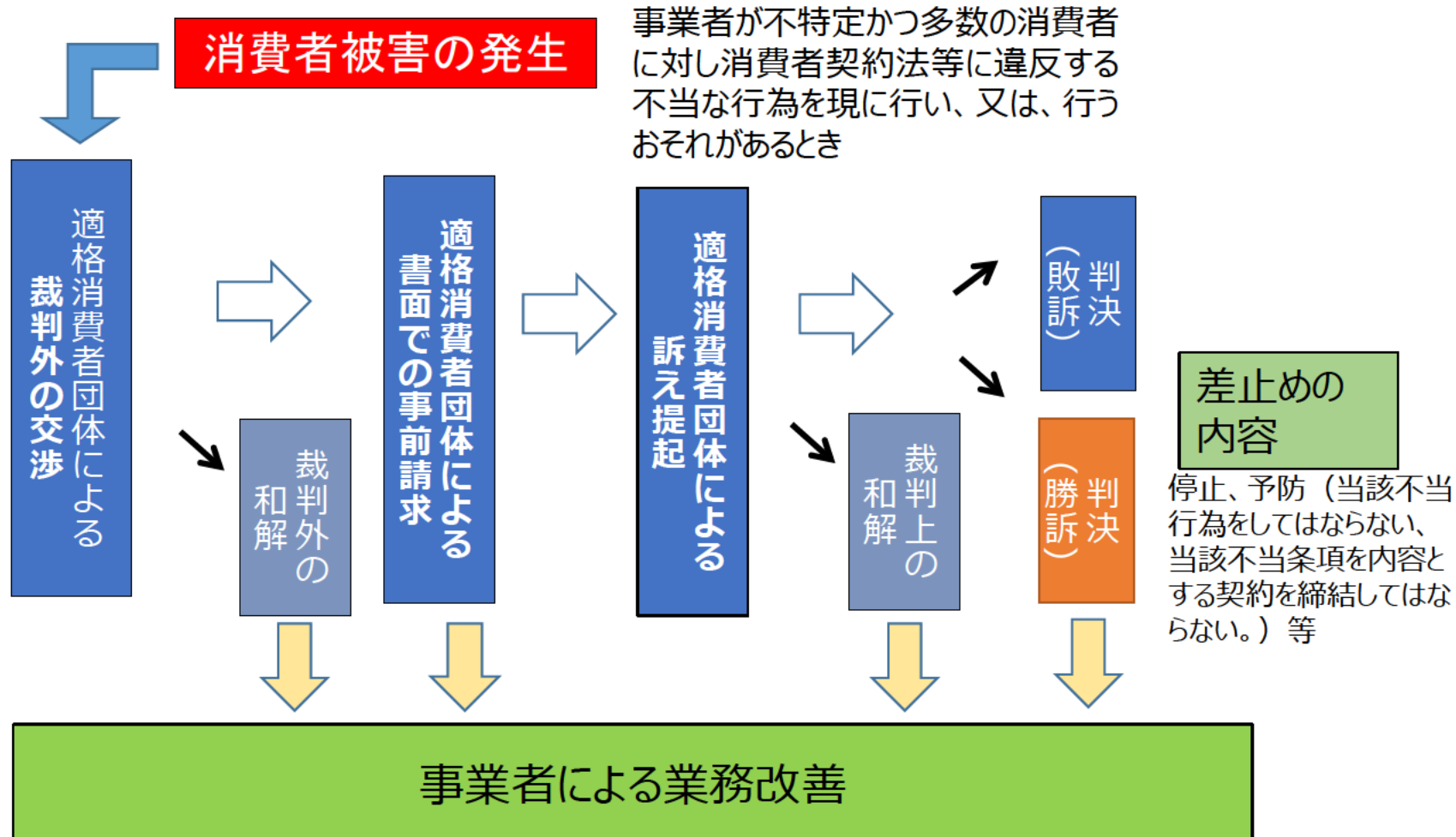
※ 適格消費者団体は全国に21団体。

地方消費者行政強化作戦 政策目標3(適格消費者団体の空白地域(東北・北陸・四国)の解消)の達成(平成30年6月)

※ 特定適格消費者団体(青色)は全国に3団体(消費者機構日本、消費者支援機構関西、埼玉消費者被害をなくす会)。

消費者団体訴訟制度（差止請求）

適格消費者団体による差止め（イメージ）



消費者裁判手続特例法の概要

※消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第九十六号)

背景

- 消費者被害では**同種被害が多発**
- 訴訟による被害回復は困難
(泣き寝入り)
 - ・事業者と消費者との間の**構造的格差**
(情報量・交渉力等)
 - ・訴訟に要する**費用・労力**

- 諸外国の制度の長所・短所を検討し我が国に適した**新しい訴訟制度**を創設
(同時期にフランスにおいても類似の制度)

平成28年10月1日施行

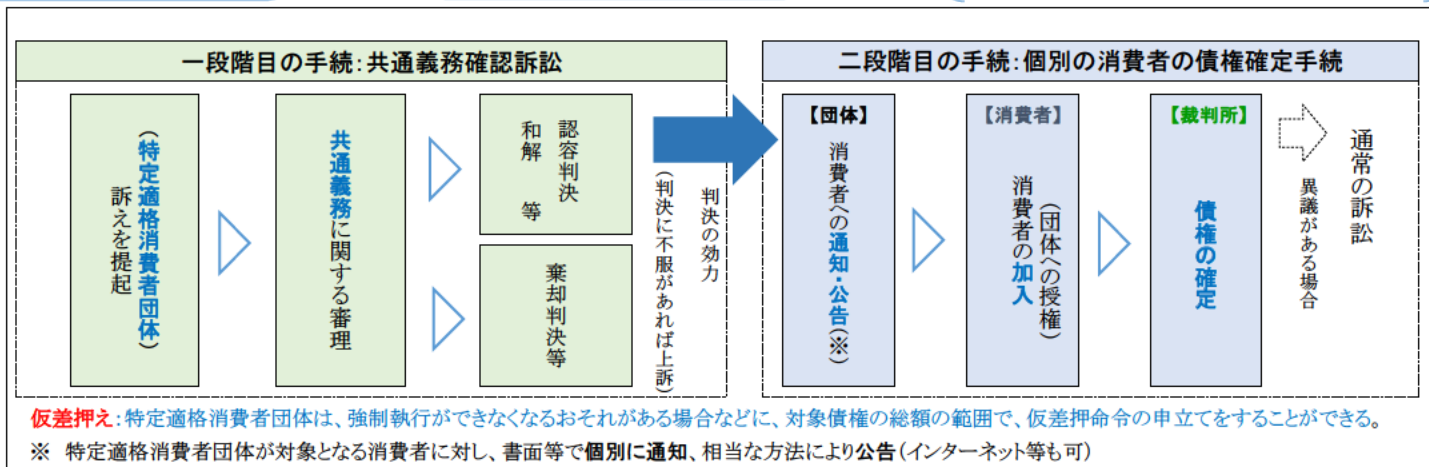
- 下位法令・ガイドライン等
 - ・政令(施行令)
 - ・内閣府令(施行規則)
 - ・最高裁判所規則
 - ・ガイドライン等

概要

二段階型の訴訟制度

【一段階目】
事業者の**共通義務**
(**金銭支払義務**)を確認

【二段階目】
個別消費者の**債権**を確定
(誰に、いくら支払うか)



特定適格消費者団体	対象となる事案	新しい訴訟制度のメリット
適格消費者団体から新たな認定要件を満たす者を内閣総理大臣が認定。 【新たな認定要件】 ・差止関係業務を相当期間継続して適正に行っている ・弁護士を理事として選任 ・費用・報酬等の額又は算定方法が消費者の利益の擁護の見地から不当なものでない 等 【責務規定・行為規範】 ・濫訴等の禁止 ・弁護士に追行させる義務 ・個人情報の適正な管理 ・財産上の利益の受領禁止 ・内閣総理大臣(消費者庁)による監督の対象 等 (適合命令・改善命令、特定認定の取消しなど)	消費者契約に関する金銭支払義務のうち以下のもの ① 契約上の債務の履行の請求 ② 不当利得に係る請求 ③ 契約上の債務の不履行による損害賠償の請求 ④ 瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求 ⑤ 不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求 ※ いわゆる拡大損害、逸失利益、人身損害、慰謝料を除く ※ 本法律の施行前に締結された契約に関するものを除く	○ これまで泣き寝入りしてきた消費者被害の回復が可能に ○ 個々の消費者が多くの手続を行うことなく、消費者団体の持つ専門的な知識や交渉力を活用する ことが可能 ○ 紛争の一回的解決を図ることができる

適格消費者団体等に対する支援の現状

令和2年3月末時点

I 自立の促進

- 自立して活動することができるよう環境整備を図る

【主な取組】

- ・制度の積極的な周知広報により会員・寄附の増大
- ・寄附に関する規制の緩和(平成29年10月～)
- ・民間基金の後押し
- ・差止成果事例集の作成・公表

II 事務負担軽減

- 差止請求等に注力することを可能とする

【主な取組】

- ・提出書類(認定・更新の際の活動実績書類、役員の住所変更届出)の負担軽減(平成28年9月～)
- ・適格消費者団体の認定の有効期間を3年から6年に延長(平成29年10月～)

III 情報面、機能面等の支援

- 活動に役立つ被害情報の提供

【主な取組】

- ・事業者に関する消費生活相談情報(PIO-NET情報)の提供
- ・急増指標の提供(平成28年9月～)
- ・地方公共団体との情報提供に関する覚書の締結の促進(契約書面の入手)
- ・PIO-NET情報の開示範囲の拡大(平成31年4月～)

IV 財政面の支援

- 財政的な支援を実施することにより、団体の活動を促進させる

【主な取組】

- ・国セン法改正(国民生活センターが特定適格消費者団体に代わって仮差押えの担保を立てることができる措置)(平成29年10月～)
- ・適格消費者団体連絡協議会の開催支援
- ・地方消費者行政強化交付金による支援

令和元年度

- ◇適格消費者団体の設立支援 (新潟、徳島)
- ◇特定適格消費者団体の設立支援(愛知、岡山)

消費者団体訴訟制度の主な成果①（適格消費者団体）

裁判上での成果

【専門学校の前払授業料に関する差止請求】

○ 差止請求の対象

専門学校の学則における、推薦入試等によって入学を許可され授業料を前払いした場合、前払した授業料は、入学を辞退しても一切返還しないとする条項

○ 問題点

契約を解除して授業を受講していないにもかかわらず、前払授業料が返還されない

○ 差止請求の根拠規定

消費者契約法第9条第1号（解除に際して平均的損害を超える違約金を定める契約条項）

○ 結果

事業者が裁判外の差止請求を受けても学則を変更しなかったため、訴えを提起。第一審は請求を認容。控訴審において、学則を修正する和解が成立

【インターネット接続サービス事業者の約款に関する差止請求】

○ 差止請求の対象

インターネット接続サービス事業者の約款における、2年間の最低利用期間が定められ、その期間内に解約したときは、残余期間分の利用料金全額について一括して支払わなければならないとする条項

○ 問題点

消費者がサービスの提供を受けることができなくなった場合でも、残余期間の料金を一括して支払う必要がある

○ 差止請求の根拠規定

消費者契約法第9条1号

○ 結果

事業者が裁判外の差止請求を受けても約款を変更しなかったため、訴えを提起。条項の使用を差し止める判決が確定

消費者団体訴訟制度の主な成果②（適格消費者団体）

裁判外での成果

【スポーツクラブの表示に関する差止請求】

○ 差止請求の対象

スポーツクラブのテレビコマーシャルやホームページの広告における「30日間全額返金保証制度」との表示

○ 問題点

表示からすると、消費者はいかなる場合も30日間であれば無条件に全額を返金してもらえると考えるのに対し、スポーツクラブの会則上、消費者が全額を返金してもらえるのは、スポーツクラブが承認した場合に限られていた

○ 差止請求の根拠規定

景品表示法第30条第1項第2号（取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示）

○ 結果

事業者が裁判外の差止請求を受けて表示のとおり会則を修正

【芸能事務所のファンクラブの規約に関する差止請求】

○ 差止請求の対象

芸能事務所のファンクラブの規約における、芸能事務所が規約を予告なく改訂でき、改訂された規約は閲覧が可能になった時点から効力を有するとする契約条項

○ 問題点

事業者が一方的に、消費者が予想し得ない規約改訂を行うことが可能

○ 差止請求の根拠規定

消費者契約法第10条（消費者の利益を一方的に害する契約条項）

○ 結果

事業者が裁判外の差止請求を受けて規約を修正

消費者団体訴訟制度の主な成果③（特定適格消費者団体）

訴えの提起

① 大学を設置する学校法人【1事業者】

- 大学が、入学試験に際し、性別・浪人年数等を理由とした異なる選抜基準を設定
- 不利益な扱いを受けた受験生への入学検定料等の返還を請求

⇒ 大学側の損害賠償義務(共通義務)を確認する東京地裁判決が確定(令和2年3月24日)

② 情報商材不当勧誘【2事業者】

- 販売会社が、虚偽または著しく誇大な効果を強調した説明・勧誘をして情報商材を販売
- 購入者への購入代金の返還を請求(販売会社のみならず、広告塔であった個人も共同不法行為の責任を負うとして被告に)

③ 大学を設置する学校法人【1事業者】

- 大学が、入学試験に際し、性別・浪人年数等を理由とした異なる選抜基準を設定
- 不利益な扱いを受けた受験生への入学検定料等の返還を請求

任意に返金に至った主なケース

① 建設会社

- サブリース型のアパート経営に係る工事請負契約の注文書に「申込金不返還条項」が記載
- 注文書を作成したが、その後本契約に至らなかった者への申込金の返還を求める申入れ
- 当初は平成28年10月以降の事例に限って請求していたが、建設会社側が申入れの受け入れを表明後、それ以前の事例についても追加で申入れ
- 令和元年9月末時点、平成28年10月以降の事例については421件中344件(全体の80%以上)、平成28年10月前の事例については問合せのあった157件中134件(全体の85%以上)への返金の実現し、申入れ終了

② イソフラボン購入代金返還請求

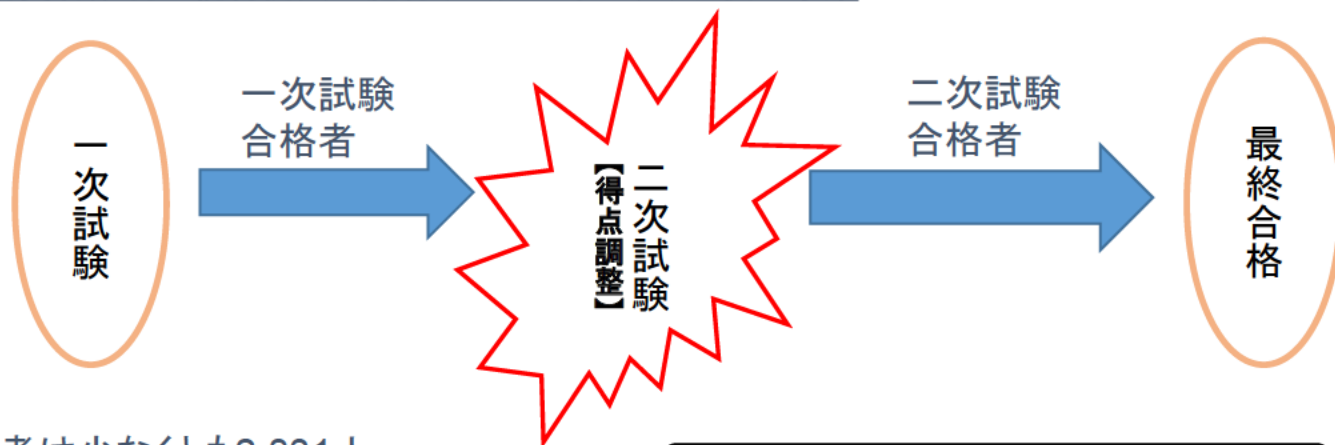
- 販売業者16社が、機能性表示食品について景表法に違反する優良誤認表示
- 購入者への購入代金の返還等を求める申入れ(既に返金を行った1社以外の15社が対象)
- 令和2年3月6日時点、12社合計16,566名(全体の20%程度)への返金の実現

共通義務確認訴訟の確定判決の概要

事案の概要

- 入学試験(二次試験)に際し、性別・浪人年数等を理由とした異なる選抜基準を設定(得点調整)
- 平成29・30年度入試※において不利益な扱いを受けた受験生への入学検定料等の損害賠償を請求
- 裁判所は、得点調整を説明せずに入学試験を行うことは不法行為に該当すると判断

※消費者裁判手続特例法の施行(平成28年10月)以後の事案



対象消費者は少なくとも2,831人
(緑・黄部分の女性・その他の出願者)

特定適格消費者団体の名称・連絡先

特定非営利活動法人消費者機構日本
〒102-0085 東京都千代田区六番町15番地 主婦会館
プラザエフ6階
電話番号 03-5212-3066 ファックス番号 03-5216-6077
電子メール webmaster@coj.gr.jp

二次試験
合格者

一次試験
合格者

一次試験
出願者